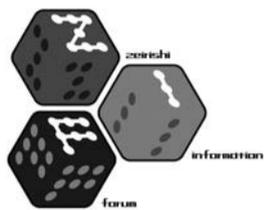




# 情報通

2017. October 10月号

発行：東京税理士会 情報システム委員会  
 題字：神津 信一 (四谷)  
 (税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)



## 情報システム委員会・中小企業支援対策委員会共催 税理士情報フォーラム2017を開催いたします！

～今年のテーマは『中小企業支援のために税理士が理解しておくAI・FinTech(フィンテック)』～  
 AIに負けるな！ 人工知能を利用する税理士になろう！

◇日 時：平成29年12月5日(火) 午前10時～午後5時 ◇場 所：東京税理士会館2階大会議室及び地階会議室  
 ※詳細は来月号に掲載いたしますので是非ご確認ください。

## 電子申告に関する同意書を作成していますか？ ～関与先とのトラブル予防の第一歩～

情報システム委員会委員 遠山 優里

## はじめに

みなさんは、クライアントの申告を電子で行う際、どのようにクライアントの同意を得ていますか？

先日、ある納税者から税理士会に問い合わせがありました。「税務署から電子申告の利用者識別番号と暗証番号が記載された書類が届いたのですが、どうしてでしょうか？」

詳しく事情を聞くと、顧問税理士は書面、口頭のいずれにおいても、納税者の同意を得ないで電子申告の開始届出書の提出を行っていたということが判明しました。

税理士は、「よかれと思って」行ったことですが、納税者の立場からすると、勝手に公的な書類を税務署に提出された顧問税理士に対して不信感を持つ結果となってしまいました。このようなトラブルを回避するためにも同意書の作成を励行していただきたいと思います。

## 同意書とは

実は一言に同意といってもその内容は多岐に渡ります。①電子申告の開始届出書を提出すること、②申告を電子申告で行うこと、③利用者識別番号を利用すること、④暗証番号を変更すること、⑤メッセージボックスを閲覧すること、⑥代表者の電子署名を省略し、税理士の署名を添付して代理で送信すること、⑦申告に必要な書類を電子申告用にデータ変換すること、⑧どの税目に対して利用するか、などが挙げられます。

日税連では、「電子申告同意書(図1)」と「電子申告に係る利用者識別番号等の利用同意書(図2)」のひな形を提供しており、これらを用いてクライアントから電子申告に関する同意を得ていれば、まず大きなトラブルは起きないものと思われま。

しかし、電子申告導入から13年が経過した今でも、その手続きを省略、あるいは口頭でしか行っていないということによるトラブルが起きています。

## こうして事件は起こった！

電子申告のトラブルは、顧問税理士を変更した場合にも多く起きています。本来、利用者識別番号と暗証番号は納税者のものであるはずですが、顧問税理士を変更した際に引継ぎと処理を適切に行っていないケースが見受けられます。また、安易に利用者識別番号を新規に取り直すことで、過去の申告事績の

閲覧ができない、税務署からのお知らせを受け取ることができないということも起きています。次に実例を2つ紹介します。

## 1 税理士変更後、後任の税理士が処理を誤ったケース

電子申告の代理送信を行っていた税理士Aは3月末で顧問契約を解除された。後任の税理士Bは税理士Aから利用者識別番号と暗証番号の引継ぎをする手続きを怠り、その後の影響を考えずに新たに開始届を提出したため、税理士Aが使用していた利用者識別番号が廃止された。そのため、税理士Aが代理送信することとなっていた3月決算の申告書を電子申告することができず、過去のデータが保存されているメッセージボックスも閲覧不能となってしまった。

## 2 適切な変更手続きをしなかったため、前任の税理士に納税者の情報が漏れたケース

税理士Cから税理士Dに顧問税理士を変更した際、利用者識別番号とパスワードは適切に引き継がれた。しかしながら、税理士Dは引き継いだ後、パスワードとメールアドレスの変更を行っていなかったため、税理士Cが常時、メッセージボックスを閲覧することが可能であった。また、税務署からのお知らせメールはすべて税理士Cにのみ送信されていた。

## トラブルの教訓

上記1のケースでは、結果的に元の利用者識別番号を復活させることはできず、税理士Aは書面で申告書を提出することとなってしまいました。利用者識別番号を廃止した場合、実は税務署側でも番号を復活させることはできません。システム上、そのような仕組みになっていないからです。時々、利用者識別番号やパスワードを失念してしまったからと新規に番号を取り直す方もいらっしゃるようですが、番号を安易に取り直すことよりも、事務所内で利用者識別番号とパスワードの保管が適切に行われていないという事実を重く受け止めた方が良いと思います。

上記2のケースでは、顧問契約が切れた税理士にクライアントの情報を漏らしていたこととなります。セキュリティの重大性に気づかず、パスワードやメールアドレスをそのまま利用することは結構あるのではないかと思います。ご自分だけでなく、事務所内の全員のセキュリティ意識はどうでしょうか。今、これをお読みになってお気づきの方は、直ぐにも設定を変更することをお勧めいたします。

## 終わりに

マイナポータルでは、平成29年7月18日から代理人の登録が100人までできるようになりました。設定には、本人と代理人のそれぞれのマイナンバーが必要であり、今のところ、本人がログインした状態で代理人のマイナンバーカードを使って登録するという方法しか設定方法はないようです。

マイナポータルの代理人となるための委任契約手続きやマイナポータル内の情報の利用の同意については、まだ税理士会内でも検討が進んでいないのが現状です。マイナポータル本格稼働までには、税理士会から電子申告利用の同意とともに電子情報の取扱いに関する総合的な指針が示されることが期待されます。そして、納税者の要望に応えられるよう、税理士一人一人の高い意識の醸成が必要なのではないでしょうか。

(注) 「電子申告同意書」、「電子申告に係る利用者識別番号等の利用同意書」のサンプルデータは、下記サイトをご参照下さい。

『日税連 業務対策部HP』

<http://www.nichizeiren.or.jp/suggestion/14-35/28.html>

## 警視庁サイバーセキュリティ研修等のご案内

年末調整、確定申告に向けてマイナンバー等の管理上の怖さを皆様にご案内いただくため、警視庁サイバーセキュリティ対策本部を講師に招いた研修会とマイナポータルの最新事情の説明を行います。

受講を希望される方は、右記申込票に必要事項をご記入のうえ、11月14日(火)までに本会事務局業務課宛にFAXでお申込みください。

日 時：平成29年11月21日(火) 午前10時～正午

場 所：東京税理士会館201・202会議室

テーマ：①「セキュリティ事故・犯罪の現状について～インターネットバンキング不正送金事犯や不正アクセスを起因とした情報流出事案～」

講師：警視庁サイバーセキュリティ対策本部

②「マイナポータルの最新事情」

講師：情報システム委員会 菅沼俊広 委員(中野支部)

・定員：先着70名 ・対象：本会会員(事前申込み制)

・受講料：無料

【問合せ】東京税理士会事務局業務課 TEL: 03(3356)4480

警視庁サイバーセキュリティ研修・マイナポータル研修  
受講申込票

東京税理士会業務課 行

FAX番号：03(3356)4469

氏名	
登録番号	
所属支部	
電話番号	

※当日は研修カードをお持ちください。